

山梨県文化芸術活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県立県民文化ホールの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、同ホールの設置の趣旨に沿い、県民の文化芸術に関する意識を高め、文化芸術の発展を図るために行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び経費)

第2条 知事は、指定管理者が行う創造的な文化芸術活動に資する先進性及びテーマ性を有する自主企画の公演、展覧会等の事業（以下「補助事業」という。）を対象に補助金を交付する。

- 2 対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象事業経費」という。）とする。
- 3 補助対象事業経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業経費から入場料等の収入を控除した額の2分の1以内とし、470万円を上限額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 指定管理者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容及び条件を付した場合においてはその条件を指定管理者に通知する。

(補助事業の変更等)

第6条 指定管理者は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付の決定を行った補助金の額に変更をきたさない場合における

る次に掲げる軽微な変更については、知事に報告するものとする。

- 一 指定管理者の代表者の変更及び人事異動等によるその他関係者の変更
- 二 事業内容に影響を及ぼさないと認められる事業の名称、実施日、出演者等の変更

(実績報告書)

第7条 指定管理者は、補助事業が完了した日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による事業実績報告書の提出があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、指定管理者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずる。

(書類の保管)

第11条 指定管理者は、補助事業の経理についてその内容を証する書類を整備し、他の経理と区分してその収支を明らかにし、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならぬ。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月15日から施行し、平成28年4月15日から適用する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

| 項目 | 項目別内訳 |
|----------------|--|
| 1 出演費又は展示品等借上料 | 指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料、展示品等借上料、出演費補助、展示補助、会場借上料、その他 |
| 2 音楽・文芸費 | 作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアニスト料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料、各種助手料、鑑定料、その他 |
| 3 設営・舞台費 | 会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費、その他 |
| 4 謝金・旅費・通信費 | 編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・警備賃金、出演者等交通費、出演者等宿泊費・日当費、通信連絡費、企画検討委員会等委員謝金、講演講師謝金、調査旅費、出演交渉旅費、手話謝金、その他 |
| 5 宣伝・印刷費 | 広告宣伝費、立看板費、プログラム（点字を含む）印刷費、図録印刷費、台本印刷費、チケット印刷費、チラシ・ポスター印刷費、資料印刷費、チケット販売手数料、その他（書籍購入費は除く） |
| 6 記録費 | 録画費、録音費、写真費、記録ビデオ作成費、記録DVD作成費、記録活動に必要な消耗品の購入費、その他 |
| 7 保険料 | 催事保険保険料、楽器搬送保険保険料、その他 |
| 8 企画制作費 | 直営の場合は、公演、展示等の企画や制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）。委託する場合は、プラン委託料、プロデュース委託料の性格をもつもので、1～8の総額の15%程度までとする。 |

(様式第1号)

第 一 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

指定管理者名
代表者名 印

山梨県文化芸術活動支援事業費補助金交付申請書

のことについて、別紙概要書のとおり実施したいので、山梨県文化芸術活動支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- | | |
|-----------|---------|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 事業概要書 | 別紙1のとおり |
| 3 事業経費の内訳 | 別紙2のとおり |
| 4 その他参考資料 | |

(様式第2号)

第 一 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

指定管理者名
代表者名 印

山梨県文化芸術活動支援事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあったことについて、次の理由により事業を変更（中止・廃止）したいので、山梨県文化芸術活動支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

(様式第3号)

第 一 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

指定管理者名
代表者名 印

山梨県文化芸術活動支援事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあったことについて、山梨県文化芸術活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業概要書 別紙1のとおり
- 2 事業経費の内訳 別紙2のとおり
- 3 その他参考資料

※「支払方法申込書」を別添します。